

整理番号	福祉一要行一1
------	---------

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6318） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6320）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	大阪市地域密着型サービス事業者等の指定に係る指導
関連する 他局の名称	なし
概 要	地域密着型サービス事業者等の指定要件として、介護保険法に定めるほか「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）や「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）を適用しますが、厚生労働省から出された通知や地域密着型サービス運営委員会の意見も反映しながら、安全の確保や、より良いサービス提供を行うために指導を行っています。
根拠となる要綱等	大阪市指定地域密着型サービス事業者等に係る指定等の手続きに関する要綱 大阪市地域密着型サービス事業者等の指定に係る指導指針
行政指導指針	大阪市指定地域密着型サービス事業者等に係る指定等を受けるものは、以下の指導指針の要件を満たさなければなりません。なお、地域密着型介護予防サービスの指定を併せて受ける場合についても同様とします。 1 事業を問わない指導指針 (1) 人員に関する指導指針 (2) 施設・設備に関する指導指針 ア 施設の共用（夜間対応型訪問介護を除く） イ 建築基準法、消防法の他関係する法令を遵守すること ・建築基準法、消防法の他、大阪市ひとにやさしいまちづくり要綱等、当該事業を規定している法令を遵守している建物であること (3) 運営等に関する指導指針 ア 運営推進会議 2 事業ごとの指導指針 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (1) 人員に関する指導指針 (2) 施設・設備に関する指導指針 ○夜間対応型訪問介護の指導指針 (1) 人員に関する指導指針 (2) 施設・設備に関する指導指針 ○認知症対応型通所介護の指導指針＜単独型・併設型＞＜共用型＞ (1) 人員に関する指導指針 (2) 施設・設備に関する指導指針 ○小規模多機能型居宅介護の指導指針 (1) 人員に関する指導指針 (2) 施設・設備に関する指導指針 ○認知症対応型共同生活介護の指導指針 (1) 人員に関する指導指針 (2) 施設・設備に関する指導指針 ○地域密着型特定施設入居者生活介護の指導指針 有料老人ホーム、適高齢者専用賃貸住宅又は老人福祉法に規定する老人福祉施設の基準に適合している事業所であること。 (1) 人員に関する指導指針 (2) 施設・設備に関する指導指針 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指導指針 老人福祉法に規定する「特別養護老人ホーム」の各基準に準拠すること (1) 人員に関する指導指針 ○複合型サービス指導指針 (1) 人員に関する指導指針 (2) 施設・設備に関する指導指針
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000533449.html
備考	